

事後評価要領

地方公共団体が義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画（以下「施設整備計画」という。）を作成し、学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて事業を実施したときは、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 文科施第 3 号。以下「交付要綱」という。）第 8 に基づき、計画期間の終了時に施設整備計画の目標達成状況について評価（以下「事後評価」という。）を行い、公表することとなっている。

事後評価は、交付金を活用した事業の成果等を検証し、交付金が有効に活用されているかを確認することを目的としており、評価結果を今後の公立義務教育諸学校等施設の整備に活用するためにも、計画期間の終了後すみやかに実施することが重要である。

また、交付金の交付を受けた事業は、関係法令等に加えて、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年 7 月 13 日付け 18 文科施第 188 号。以下「運用細目」という。）及び関係通知等に従い、適切に執行する必要があることも踏まえて、事後評価を行うこととする。

I. 事後評価の実施について

事後評価は、別添様式に沿って作成する。

1. 施設整備計画の名称

名称を記入する。

2. 計画期間

施設整備計画の計画期間（3 年以内）を記入する。

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

事後評価の実施時期等を記入する。

事後評価は計画期間終了後すみやかに実施することに留意する。未完了の事業がある場合は別に定める様式を文部科学省に提出し、当該施設整備計画に計上した全ての事業が完了した時点で事後評価を行うものとする。

(2) 評価の方法

施設整備計画に記載した評価方法に沿って、具体的に記入する。

地方公共団体による自己評価に加えて、外部有識者等を含む評価委員会を設置する方法、又は地域住民等を対象に意見募集する等の方法により、客観的な評価を得て、今後の施設整備の参考とすることは有効である。

4. 計画全体についての総合的な所見

施設整備計画全体に対する総合的な所見を記入する。

5. 各目標の達成状況

当該施設整備計画の各目標について、それぞれ達成状況及び所見を記入する。

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

改築事業を実施した場合は、運用細目第2の12のとおり、事業完了後すみやかに危険建物等をとりこわす必要があるため、とりこわし状況について記入する。

危険建物等のとりこわしが、やむを得ず施設整備計画の計画期間後に至る場合は、とりこわし時期、とりこわし完了までの安全確保の方法及び地域住民等への周知方法等について具体的に記入する。

なお、運用細目等に規定する手続きを行わないまま危険建物等を放置した場合は、交付金の適切な執行を行っていないとみなすことがあるため留意すること。

7. 事業ごとの実施状況

施設整備計画に記載した事業の実施状況を記入する。

II. 事後評価の公表及び報告

事後評価は、交付要綱に基づき公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告する必要がある。

事後評価の公表方法は、各地方公共団体が任意に定めることとする。なお、公表状況については、必要に応じてフォローアップ調査を行うことがある。

（参考）公表方法の例

- ・ 地方公共団体の広報誌等に掲載し、住民及び児童生徒等の保護者に配布
- ・ 地方公共団体のホームページに掲載
- ・ 地方公共団体の情報公開コーナー又は所管部署窓口等での閲覧